

施設等利用給付認定申請について

幼児教育・保育の無償化に伴い、預かり保育の利用料補助を希望される保護者の方は、子ども・子育て支援法第30条の4に規定される施設等利用給付認定を受けていただく必要があります。

つきましては、預かり保育の利用料補助を希望する場合は、施設等利用給付認定（2号認定・3号認定）を、電子申請してください。後日、園を通じて施設等利用給付認定決定通知書を交付します。

1 施設等利用給付認定について

施設等利用給付認定は、認定に係る子どもの年齢や保護者の状況によって2種類に区分されます。詳細は下表の通りです。

認定区分	認定内容	認定対象	添付書類
2号認定	預かり保育の利用料補助を受けるための認定	保育の必要性 ^{※1} を満たす3歳児～5歳児	保育の必要性の事由ごとに定める添付書類（裏面参照）
3号認定	預かり保育の利用料補助を受けるための認定	「区市町村民税非課税世帯」かつ、保育の必要性 ^{※1} を満たす満3歳児	

※1 保育の必要性を満たすには、両親いずれも裏面記載の事由に該当する必要があります。

2 施設等利用給付認定の有効期間

施設等利用給付認定には認定の効力発生からの有効期間が定められており、認定区分や保育の必要性の認定事由ごとに決められています。

2号認定または3号認定の有効期間は保育の必要性の認定事由ごとに定められますが、認定期間に関わらず、定期的に保育の必要性の現況確認を実施します。

認定を希望する場合は、認定開始希望日より前に申請してください。認定開始日の遡及は致しません。補助金の対象となるのは、認定開始日からとなります。

3 施設等利用給付認定に伴う提出書類

(1) 施設等利用給付認定申請書（希望者のみ提出）

裏面（2）の必要書類を揃え、右記QRコードから申請してください。必要書類はPDFや画像データ（書類を携帯で撮影した画像等）を添付してください。



【申請QRコード】

預かり保育の利用料補助を希望しない場合や保育の必要性がない場合は申請不要です。

裏面もご覧ください

(2) 保育の必要性の事由ごとに定める必要書類

○確認書類は、ご両親分の提出が必要です。

○令和6年度からの主な変更点

保育利用基準における就労事由の該当要件を、1日4時間以上かつ月12日以上に緩和します。(令和5年度までは下線部が月16日以上)

事由	必要書類	認定期間
就労(外勤・自営業) ※1日4時間以上かつ月12日以上 ※育児休業期間中も含む	外勤 就労証明書 自営 就労証明書+自営を証明する書類(※1)	各事由に該当しなくなるまで
疾病や心身に障害がある場合	「医師の診断書」又は「身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳の写し」	
介護	・被介護者の医師の診断書 ・介護状況調査兼日常生活状況調査票(区様式)	
災害	罹災証明書	
求職中 ※11日以下、1日4時間未満の就労も求職中を含む		3か月以内
出産	母子手帳の写し(表紙+分娩予定日が記載されているページ)	「出産予定月及びその前後2か月」の5か月以内
就学 ※1日4時間以上かつ月12日以上	・在学証明書(又は入学許可証) ・カリキュラム(授業形態がわかる書類)(※2)等	在学終了月末まで

※1 自営を証明する書類(開業届、営業許可証、請負契約書、全部事項証明書、領収書、請求書、伝票)のうちいずれか1点の書類(写し可)・就労証明書に法人番号の記載がある場合は、自営を証明する書類の提出は不要です。

※2 学校教育法に定める学校(大学・大学院等)に在学されている場合はカリキュラムの提出の必要はありません。

○「保育の必要性」認定に必要な添付書類の様式は、下記江東区ホームページからダウンロードして使用してください。

<https://www.city.koto.lg.jp/581111/kodomo/gakko/shuen/shiritsu/010516.html>



【区 HP QR コード】

<問い合わせ先>

江東区教育委員会事務局学務課幼稚園係
〒135-8383 江東区東陽 4-11-28
電話 03-3647-9703